平成２１年（フ）第２９０８号
大阪市東淀川区東中島２丁目８番６号新大阪サムティビル502号
破産者　株式会社上条建築企画
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３７４号
大阪府東大阪市荒本新町３番29―301号
破産者　有限会社西田測量設計
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０８１号
大阪市西区新町４丁目５番７号
破産者　株式会社モード・ユー
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０７６号
大阪市住之江区南港中４丁目２番15―1414号
破産者　有限会社バセダトレーディング
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１９６号
大阪市生野区田島５丁目９番23号
破産者　株式会社コバタケ
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２９５号
大阪府東大阪市西堤本通西１丁目４番３号
破産者　有限会社ユー＆ケイ
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８３８号
大阪市中央区西心斎橋１丁目８番２号心斎橋ウエストビル301、商業登記簿上の本店所在地大阪市阿倍野区阪南町４丁目18番19号
破産者　有限会社ディストリビューターデベロップメント
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１１９号
大阪市平野区背戸口５丁目３番３号
破産者　有限会社ジール
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３７８号
大阪市西区北堀江１丁目17番11号
破産者　有限会社マイクス
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４９４号
兵庫県神戸市中央区雲井通５丁目３番１号
破産者　メディ・クリエイション株式会社
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第９９４号
広島市安佐南区安東４丁目40番14号
破産者　有限会社ナウス
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５号
愛媛県四国中央市豊岡町長田1664番地
破産者　有限会社潮見酒販
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１３８号
愛媛県西条市福武甲471番地６
破産者　株式会社エリア・トゥーワン
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１８４号
鹿児島県姶良郡姶良町西餅田3180番地２
破産者　前田咲智代
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第６６５号
札幌市東区北17条東18丁目２番20号
破産者　株式会社アースアンドホーム
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５３０号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1103―501
破産者　壽﨑　正一
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１２５号
神奈川県相模原市東橋本２丁目７番７号サンハイツ橋本201号
破産者　手島　明子
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１９３号
東京都西東京市谷戸町２丁目４番５―310号
破産者　杉本　　猛
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２２号
福井市北四ツ居町505番地
破産者　有限会社きしもと
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３６９号
静岡県磐田市福田5499番地16
破産者　株式会社日榮
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３４０号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見6675番地の42
破産者　有限会社浜名リゾート
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４４２号
愛知県稲沢市北島町神明前１番地の15
破産者　伯菱精工株式会社
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部